

起業のためのセミナーに要注意!!

あなたも
起業しませんか?



受講料100万円は、消費者金融で借入?!

MEPCFORMA

©KANAGAWA2013

<相談事例>

SNS で知り合った知人に誘われて、「起業家養成塾」の契約をしてしまった。

「自立するためには、人間力を養う必要がある。」と説明され、「起業を目指すにはリスクも必要」と、受講料100万円を支払うように言われた。

「お金がない」と言うと、消費者金融で「学生ではなく、勤め人」と言って、お金を借りる手口を教えられた。



©KANAGAWA2013

★アドバイス

- ◎「起業」「自立」と言った、若者に魅力的な言葉で勧誘し、高額な契約を結ばせる相談が増えています。
- ◎友人や先輩からの紹介でも、事業者の体験談を安易に信用することは危険です。その商品やサービスが、自分にとって本当に必要かどうか慎重に検討し、契約を急がせる業者とは契約しないようにしましょう。
- ◎収入や勤務先などの嘘をついて、消費者金融で借入を行うことは違法です。嘘をついた本人が罪に問われる可能性もありますので、決してそのような行為を行ってはいけません。
- ◎困ったときは、消費生活センターに相談してください。



★消費者ホットライン (最寄りの消費生活センター・相談窓口につながります)

(局番なし) ^{い や や!} 188 泣き寝入り!

★福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月~金曜日9:00~16:30/日曜日10:00~16:00